

表2-8-3 微小粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値		日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		設置主体
					日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	
福井市	福井	住	363	8.3	21.2	0	0.0	市	
敦賀市	敦賀	住	364	11.0	28.5	0	0.0	県	
小浜市	小浜	住	364	10.3	27.5	1	0.3	県	
大野市	大野	準工	364	10.0	27.4	0	0.0	県	
鯖江市	神明	住	364	11.8	28.5	1	0.3	県	
越前市	今立	住	364	10.5	27.8	1	0.3	県	
坂井市	三国	未	361	10.7	27.8	1	0.3	県	
若狭町	三方	未	357	9.4	26.4	0	0.0	県	

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表2-8-4 微小粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値		日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		設置主体
					日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	
福井市	自排福井	未	359	12.2	28.7	1	0.3	市	

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表2-9 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となった日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数(注)	設置主体
						時間	%	日	%	日	%					
福井市	自排福井	未	364	8713	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.8	0.4	○	0	市
敦賀市	自排敦賀	準工	366	8726	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.8	0.4	○	0	県
鯖江市	自排丹南	準工	364	8716	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.7	0.4	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。